北海道根室振興局告示第２９号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和８年(2026年)7月24日

北海道根室振興局長　清水　章弘

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北海道根室市常盤町2丁目27番地（第3-2工区）

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

北海道根室市常盤町2丁目27番地
根室市　　根室市長　石垣　雅敏

３　開発許可年月日及び番号

令和8年(2026年)5月19日　根建指第382号指令
（当初許可：R4年3月31日　根建指第2972号指令）